

第 3 期 中 間 財 務 諸 表

中 間 貸 借 対 照 表

中 間 損 益 計 算 書

中間株主資本等変動計算書

中間財務諸表作成のための基本
となる重要な事項

中間財務諸表に係る注記事項



阪神高速道路株式会社

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			19,681	
2 高速道路事業 営業未収入金			11,690	
3 未収入金			158	
4 未収法人税等			-	
5 未収消費税等	3		-	
6 仕掛道路資産			134,076	
7 貯蔵品			93	
8 受託業務前払金			12,924	
9 前払費用			111	
10 その他			431	
貸倒引当金			32	
流動資産合計			179,136	79.1
固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物				
		945		
減価償却累計額		87	858	
(2) 構築物				
		14,340		
減価償却累計額		1,736	12,604	
(3) 機械装置				
		24,089		
減価償却累計額		4,749	19,340	
(4) 車両運搬具				
		490		
減価償却累計額		231	258	
(5) 工具器具備品				
		236		
減価償却累計額		149	87	

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(6) 土地			-	
(7) 建設仮勘定			1,491	
有形固定資産合計			34,640	15.3
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			261	
(2) その他			32	
無形固定資産合計			293	0.1
高速道路事業固定資産 合計			34,934	15.4
B 関連事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		892		
減価償却累計額		80	812	
(2) 構築物		393		
減価償却累計額		124	269	
(3) 機械装置		27		
減価償却累計額		4	23	
(4) 工具器具備品		78		
減価償却累計額		32	45	
(5) 土地			1,283	
(6) 建設仮勘定			1	
有形固定資産合計			2,435	1.1
関連事業固定資産合計			2,435	1.1
C 各事業共用固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		3,094		
減価償却累計額		293	2,800	

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(2) 構築物		54		
減価償却累計額		10	43	
(3) 車両運搬具		11		
減価償却累計額		4	7	
(4) 工具器具備品		101		
減価償却累計額		20	81	
(5) 土地			2,995	
有形固定資産合計			5,928	2.6
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			2,623	
(2) その他			17	
無形固定資産合計			2,640	1.2
各事業共用固定資産合計			8,569	3.8
D その他の固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 土地			1,041	
有形固定資産合計			1,041	0.5
その他の固定資産合計			1,041	0.5
E 投資その他の資産				
1 投資その他の資産			405	
貸倒引当金			62	
投資その他の資産合計			343	0.1
固定資産合計			47,324	20.9
資産合計	1		226,461	100.0

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1		高速道路事業営業未払金	14,237	
2		1年以内返済予定長期借入金	11,901	
3		未払金	270	
4		未払費用	648	
5		未払法人税等	637	
6	3	未払消費税等	56	
7		受託業務前受金	13,123	
8		前受金	1,987	
9		預り金	55	
10		賞与引当金	979	
11		回数通行券払戻引当金	2,470	
12		ハイウェイカード 損失補填引当金	0	
13		その他	74	
		流動負債合計	46,442	20.5
固定負債				
1	1	道路建設関係社債	23,798	
2		道路建設関係長期借入金	106,351	
3		その他の長期借入金	6,527	
4		繰延税金負債	81	
5		受入保証金	92	
6		退職給付引当金	17,101	
7		役員退職慰労引当金	19	
8		マイレージ割引引当金	668	
9		その他	578	
		固定負債合計	155,218	68.5
		負債合計	201,661	89.0

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
株主資本				
1		資本金	10,000	4.4
2		資本剰余金		
(1)		資本準備金	10,000	
		資本剰余金合計	10,000	4.4
3		利益剰余金		
(1)		その他利益剰余金		
		固定資産圧縮特別勘定 積立金	119	
		高速道路事業別途積立金	1,921	
		関連事業別途積立金	3	
		繰越利益剰余金	2,755	
		利益剰余金合計	4,799	2.2
		株主資本合計	24,799	11.0
		純資産合計	24,799	11.0
		負債純資産合計	226,461	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)
高速道路事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 料金収入		90,074		
(2) 道路資産完成高		172		
(3) その他の売上高		1	90,249	99.5
2 営業費用				
(1) 道路資産賃借料		69,994		
(2) 道路資産完成原価		172		
(3) 管理費用		18,303	88,470	97.5
高速道路事業営業利益			1,778	2.0
関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 受託業務収入		-		
(2) 駐車場事業収入		332		
(3) 休憩所等事業収入		74		
(4) その他営業事業収入		51	457	0.5
2 営業費用				
(1) 受託業務事業費		25		
(2) 駐車場事業費		134		
(3) 休憩所等事業費		97		
(4) その他営業事業費		58	315	0.4
関連事業営業利益			142	0.1
全事業営業利益			1,921	2.1
営業外収益	1		156	0.2
営業外費用	2		123	0.1
経常利益			1,954	2.2
特別利益	3		996	1.0

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
特別損失	4,5		3	0.0
税引前中間(当期)純利益			2,947	3.2
法人税、住民税及び 事業税		578		
法人税等調整額		-	578	0.6
中間(当期)純利益			2,368	2.6

(注) 百分比は全事業営業収益を100として計算しております。

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金 合 計	
			固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	高速道路 事業別途 積立金	関連事業 別途積立 金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高 （百万円）	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431
中間会計期間中の変動額								
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立							-	-
別途積立金の積立 （百万円）（注）				745		745	-	-
中間純利益（百万円）						2,368	2,368	2,368
中間会計期間中の変動額 合計（百万円）	-	-	-	745	-	1,623	2,368	2,368
平成19年9月30日残高 （百万円）	10,000	10,000	119	1,921	3	2,755	4,799	24,799

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>				
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p>				
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主として個別法による原価法によっております。</p>				
<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>構築物</td> <td>5 ~ 60 年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5 ~ 17 年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	構築物	5 ~ 60 年	機械装置	5 ~ 17 年
構築物	5 ~ 60 年			
機械装置	5 ~ 17 年			
<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>				

当中間会計期間
(自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 9 月 30 日)

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

(7) マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
(中間貸借対照表) 「前払費用」は前中間期まで、流動資産の「その他」に、「未払費用」及び「預り金」は、前中間期まで、流動負債の「その他」に、また、「受入保証金」は前中間期まで、固定負債の「その他」に含めて表示していましたが、当中間期より区分掲記しております。 なお、前中間期末の「前払費用」、「未払費用」、「預り金」及び「受入保証金」の金額は、それぞれ 129 百万円、475 百万円、53 百万円及び 67 百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
1	<p>担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,798百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。</p>
2	<p>偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債権等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 960,400百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,078百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が1,405百万円減少しております。</p>
3	<p>消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	
1 営業外収益の主要項目	
受取配当金	72 百万円
受取利息	31 百万円
土地物件貸付料	0 百万円
原因者負担金収入	5 百万円
2 営業外費用の主要項目	
支払利息	85 百万円
ハイウェイカード払戻損失	4 百万円
3 特別利益の主要項目	
固定資産売却益(土地)	193 百万円
回数通行券払戻引当金戻入益	802 百万円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却費(機械装置)	2 百万円
固定資産売却損(土地)	0 百万円
5	
6 減価償却実施額	
有形固定資産	2,040 百万円
無形固定資産	474 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)			
(借主側)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び 中間期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	中間期末残 高相当額 (百万円)
各事業共用工具器 具備品	24	6	18
各事業共用ソフト ウェア	22	5	17
合計	47	11	35
未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内	10百万円		
1年超	28百万円		
合計	39百万円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	9百万円		
減価償却費相当額	5百万円		
支払利息相当額	4百万円		
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。			
利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法 によっております。			
2. オペレーティング・リース取引			
道路資産の未経過リース料			
1年以内	147,308百万円		
1年超	8,885,656百万円		
合計	9,032,964百万円		

当中間会計期間
(自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 9 月 30 日)

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	1,239.98 円
1 株当たり中間純利益金額	118.42 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
中間 (当期) 純利益 (百万円)	2,368
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間 (当期) 純利益 (百万円)	2,368
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

事業譲受けに関する基本合意及び重要な子会社の設立

当社は、料金收受業務に関して、(株)高速道路開発、(株)サナウイン、(株)コーベックス、(株)エイチエイチエス及び(株)ベイフレンドとの間で、当社設立の子会社(大阪地区、神戸地区各1社)に事業譲渡する旨の基本合意書を締結いたしました。

また、当社設立の子会社(大阪地区、神戸地区各1社)につきまして、平成19年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社全額出資による100%子会社を平成19年12月10日に設立いたしました。

(1) 事業譲受けに関する基本合意

事業の譲受けの目的

阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社設立の子会社に事業譲渡を行うことで、連結子会社化を図ることを目的としています。

譲り受ける相手方の名称

大阪地区	基本合意書締結日
(株)高速道路開発	平成19年11月9日
(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日
(株)ベイフレンド	平成19年10月31日

神戸地区	基本合意書締結日
(株)コーベックス	平成19年10月18日
(株)サナウイン	平成19年10月31日

譲り受ける事業の内容

高速道路の料金收受業務

譲り受ける資産・負債の額

譲渡契約締結までの間に当事者間で協議のうえ、決定する。

譲受の時期

譲渡契約締結日 未定

譲受日 平成20年4月1日(予定)

その他

事業譲受けにあたっては、事業を譲渡する会社の株主総会での承認等の諸手続を経るものとする。

(2) 重要な子会社の設立

設立の目的

料金收受業務にグループ経営を導入し、当社の同業務の一層の効率化と品質の向上を推進するため。

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

子会社の概要
(大阪地区)

商号	阪神高速トール大阪(株)
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務
設立年月日	平成19年12月10日
所在地	大阪市西区立売堀1-3-13
資本金	5,000万円
発行済株式数	1,000株
発行価額	5万円
株主構成	当社100%

(神戸地区)

商号	阪神高速トール神戸(株)
主な事業の内容	高速道路の料金收受業務
設立年月日	平成19年12月10日
所在地	神戸市中央区雲井通4-2-2
資本金	5,000万円
発行済株式数	1,000株
発行価額	5万円
株主構成	当社100%

(2)【その他】

該当事項はありません。